

幕末期肥後藩の中央政治参加への試み

——「独自」と「提携」の相克——

吳永台（およんて）

はじめに

本稿は幕末期における肥後の政治動向を、文久二年（一八六二）三月から同年七月までに限定し、藩首脳部が中央政治に関わりを持とうと試みる中、江戸藩邸と国許がそれぞれどのような政治運動の構想を主張したか分析しようとするものである。

肥後は幕末期の中央政治で主役として活躍することができず、戦前以来の幕末政治史研究においてスポットライトを当てられることはなかった。その背景には、王政復古で主役を演じ明治政府の中核を占めた薩摩・長州に関心が集中しがちであったという研究事情がある。しかし、一九八〇年代以降、幕末期に起きた日本政治上の巨大な変革を総体的に解明するためには多面的な視角が必要であるという問題意識が強まり、薩長以外の諸藩・幕府・朝廷を取り上げる研究が本格化してきた¹。

その中で個別藩を分析対象とした研究は、大きな課題を残しているように思われる。個別事例の解明が進んできたにもかかわらず²、それが薩長中心史観を乗り越える新しい着眼点を提示するに至っているとはいがたいからである³。そこで、幕末政治史における個別藩研究の意義を考えるうえで一つの視点を提示してみたい。幕末維新の政治過程は、諸大名が独立に行動しながらも他藩との連合や提携を模索する中で薩長中心の政治運動へと収斂していく様相をみせた。ここで重視すべきは、大名間で相互作用が行なわれたという史実である。その画期となつたのは文久年間でありその場所は京都であった。文久期以降、諸侯や名代の上京が相次ぎ⁴、それぞれが中央政治に関わりを深めていく過程で、朝廷と幕府の二つの中心と二百数十の大名国家からなる近世日本の複合的な政治構造は崩壊していったのである。諸藩の相互作用を分析することは連邦国家が单一中心の近代国家へと変貌する姿を跡付ける不可欠な手続きであると考える。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では主に『改訂肥後藩國事史料』⁵を活用し、肥後が藩主上京

以前に中央政治への参加を試みる際の政治過程を明らかにすることを目的とする。そこからは他藩との提携を模索する構想や独自の政治運動を目指す計画などが確認できよう。

第一節 航海遠略策と肥後

文久元年以来、肥後藩政府は高揚する尊攘論に対応しつつ今後の政治方針を模索していく。その中で同二年四月に国許で「藩是」が定められた。その内容は、「天朝公義え之御忠節」を掲げ、朝廷を日本の象徴的統合の軸として認め、幕府を政策決定権者及び統治者として称えるものである⁶。この「藩是」確定の前後に江戸藩邸と国許で中央政治への参加をめぐって二つの構想が登場した。まずは江戸藩邸の動向をみよう。

長井雅楽熊本派遣計画

文久二年三月初旬、肥後江戸藩邸に長州江戸留守居より書簡が送られてきた。

此度、大膳大夫様〔=毛利敬親〕御建白筋之御趣意御座候付而は、其御許様に御相談被仰進度、右に付、家来長井雅楽と申者、其御国元え御差越に可相成儀に御座候。太守様〔=細川慶順〕御目通にて、御直に御口上之趣申上、思召の御趣を委細奉尋候様被仰付度候付、右之趣、前以御通達仕置候様被仰付候間、何卒其御筋に被仰通、御国許え被仰越置被下候様仕度、此段御頼旁、可得貴意、如此御座候。以上⁷。

長州藩主毛利敬親が「御建白筋之御趣意」について肥後藩主細川慶順に「御相談」を要請するものである。「御相談」のため使者として長井雅楽を熊本に遣わし、慶順に直接その趣旨を説明させ、その上慶順の意見を求めたい旨が伝えられた。長州が相談したいといった「御建白筋之御趣意」とは航海遠略策のことである。安政五年（一八五八）の条約勅許問題を契機に朝廷と幕府の間に政治的対立が発生して以来、その状態は文久期に入っても依然として続いていた。長州は現状打開のため、文久元年三月、直目付長井雅楽が立案した航海遠略策をもって公武周旋に乗り出した。それは、幕府が朝廷尊奉の姿勢を示し朝廷の政治的発言を認める代わりに外交政策を開国論に確定させることにより国内の不和を解消し、幕府主導で積極的に海外進出を図るというものであった⁸。

文久元年一二月八日、長州は幕府に航海遠略策を建白した。翌年一月の坂下門外の変などで一時滞ったものの、幕府からの要請もあり、二月以降、最終調整に入った。長井は三月七日、江戸を出立し京都に向かった。出発前日、藩主の命を受けた家老益田彈正が長井に上京訓令を伝えた。そこには三つの任務が記されていた。すなわち、朝廷周旋、国許意見の収斂、薩摩・肥後の「相談」である⁹。薩摩・肥後の周旋は前の二つが済んで最後に行なわれることになっている。肥後江戸藩邸に送られた前述の書簡は訓令の翌日に作成されたものである。

長州が肥後に交渉を持ち掛けたのはなぜだろうか。その理由として考えられるのは、長州はなるべく多くの雄藩を味方に取り込むことを図っており、その対象に肥後が含まれたということである。最終段階で雄藩の賛同を得ることは大きな後押しとなるはずであった。肥後細川家は表高五四万石を持つ有力大名であり、長州が協力相手と考えるに値する存在であった。これを踏まえたうえ、三月六日の訓令に戻り、肥後が選ばれた経緯を当時の政治情勢と絡めながら探ってみたい。

①尤、此度京都之御用筋第一之事に候間、御自分〔=長井〕手を被引候ては御不都合之案思も有之候歟、又は、此度島津和泉様〔=久光〕へ於御途中御相對、御彼方之御様子承糺候上、御自分不被罷越候ても可相済見込も有之候はゞ、別にても為御使者可被差遣候間、委細之趣可被申越候。②且又、細川越中守様御事、兼て御因柄も有之儀に付、此度御自分薩州表被差越候はゞ、熊本へ立寄被仰付、修理大夫様〔=薩摩藩主島津茂久〕御同様申延候様可被仰付との御事候間、是又程能取繕可被相勤候。尤、御自分薩州不被差越時宜にも相成候はゞ、是又別人を以可被仰進候¹⁰。

既述したように肥後の交渉は薩摩へのそれとセットになっていた。実は肥後側も長州の意図を薩摩への周旋と関連付けて推察していた。つまり「此方様と薩州様計ニ御相談之儀、此方様ニハ御因ミも有之処よりとの事ニ候得共、推而察を加候へは、下地薩摩侯ニは疑惑之唱も有之候へハ、聰と御取堅被置候訳も可有之、去ハとても薩迄御相談にてハ稜立候故、御因ミも有之此方様ニも右之通御相談と申ニ至り候哉」¹¹と。

長州が薩摩に接近を図った背景には島津久光の率兵上京の動きがあった。①に述べるように、長州は朝廷周旋以外に薩摩とりわけ島津久光の動向を懸念していた。当時、世間には久光の上

京と尊攘運動との連関説が噂されたが、もしそれが事実であるなら、航海遠略策の成敗を左右しかねないものとなりえたのである。久光の上京が航海遠略策の妨げになることを避ける目的で久光への周旋が計画されたといえる。あるいは久光が航海遠略策に同意することを期待し、長井が久光に意見を聞く任務（「御彼方之御様子承糺候」）に当たることになった可能性もある。長井は出立前、久光の側近の堀忠左衛門と航海遠略策について相談している。長井は堀から同意を得、さらに久光と会談することも依頼されたのである¹²。

次いで上の②は、長井が薩摩へ赴く際、熊本に「立寄」り薩摩同様の相談を行なうように命じている。これは、長井が薩摩に行けなくなった場合、長井と慶順の会談が実現しないことを意味する。つまり、長井を熊本に派遣することは、あくまで薩摩（久光）周旋の一環として位置付けられていたのである。

あるいは長州は肥後が薩摩と連合することを警戒したのかもしれない。両藩の連合が他の大名とりわけ江戸城内で殿席を共にする国持外様大名に影響を及ぼすことを恐れた可能性もあると思われる。江戸時代に大名間の政治的交渉は幕府により厳格に禁じられていた。しかし例外もあって、江戸城内で殿席を共有する大名間の交流は容認されていた¹³。長州・薩摩・土佐・加賀・安芸・肥後など大大名のほとんどは大広間を殿席としていた¹⁴。

肥後は文久二年三月以降、航海遠略策と久光率兵上京とが交差する中央政治の渦中で自分の政治的立場を考慮せざるをえなくなった。

江戸藩邸の賛同

四月五日、在府家老松野亘・小笠原備前は江戸の状況などを国許に書き送った。書簡には「備前自筆」と記された「長州より之御書付、且清田新兵衛書取を以申談候大趣意書取」¹⁵が添えてある（清田は当時の江戸留守居）。そこには長州の政治運動に対する江戸藩邸の意見が明白に表れている。

冒頭は、航海遠略策について「長州様此節御取起之儀、畢竟ハ公武御合体ニ而人心一定之本相立、改メ御開国と相成、広く万国へ航海、武備愈御興張、遂ニハ外夷を威伏せしめ、御国勢張立候様との御主意」であるとした上、「今日之場合、此外ハ有之間敷、時宜ニ合ヒ候儀歟ニ有之候」と述べ、公武合体と開国を同時に実現できる時宜に適う政策として高く評価した¹⁶。

次いで安政五年以来の公武関係について以下のように述べる。

先年、横浜御開港条約御取替之一件は、其場不得止安危之境哉ニは有之候とは乍申、叡慮御伺中、勅許を不被待関東限ニ而御開港条約等相定候段は、京ニは御趣意ニ違、右之通ニテハ、一統人心之居合如何と被惱叡慮を勅諭之御旨も有之、其末、堀田閣老上京、右之次第柄言上有之候得共貫キ兼、尚、間部閣老上京、唯今何分如此御处置被成候外無之、内輪無拠御訳も有之、御開港之事ニ而、叡慮之次第ハ重疊御尤ニ候得共、人心居合之儀ハ如何ニも関東ニ御引受被成候付、暫ク御猶予、先此後之成行をも被遊御覽候様ニと歟之事ニ而、其通ニ相成居、今日ニ至り候¹⁷。

公武対立の原因は条約勅許をめぐる意見の齟齬にある。対立発生後、幕閣の働きかけにより天皇は条約の即刻破棄を猶予し幕府がそれを受け入れることで双方における対立の深化は一旦凍結された。そうした未解決状態が現在まで持ち越されている。これが江戸藩邸の認識であった。実はこのような現実認識は朝廷・幕府・諸藩が共有していたものである。日本政治の混乱は肥後はもちろん諸政治勢力に危機意識を抱かせていたのである。

それでは公武不和を解決するためにどうすればいいのか。「大趣意書取」は続ける。

此度御合体之御取扱ニも、差寄右開港等之儀ハ関東之御不敬ニ有之候得共、不得止事情、国内之形勢、且ハ洋夷之情状、世界之様子等を弁し、今日ニ相成候而者、既ニ一旦和親を結候上ハ、交を被為断候儀、其品も先ハ有之間敷歟。強而被断候ハヽ、御信義ニも障り可申、左候ハヽ忽戦争を引起シ可申、若兵端を開キ候時ハ、夷人ハ船を以、四方より犯候而、気長ニ働キ候ハヽ、三ヶ年も経候内ニは国内忽チ疲弊いたし可申、夫等之処よりは不測之内変も難計、或は其期を待而内乱を可生も又難計、且戦争之術も外夷との事ニ候へは、航海術整不申候而是、全勝之処無覚束、是より攻撃いたし候儀も出来兼、況而太平ニ生立候不練之兵を以、外ニ援助之国とても無之、彼か百戦ニ馴候同盟數十国を相手ニして、唯防禦而已ニ而守候半ハ、始末受手ニ而勝利之踏ヘ所無覚束、利害得失如此ニ候得は、何れニも、今日之形、御国体御変革可有之場合ニ而、とても鎖国ニ被復候儀ハ難被行、因而ハ、開港等の一条、此上ニ出不申様、其外、夷人御处置も際目を被立、此方よりも万国ニ通航シ、彼之国勢、実を探り、此往来ニ而船術練達いたし、若事有之時ハ、従是も彼を攻ル之

利、節儉之政を以、富国之道も付、強兵之一端も相立、愈、武術御誘に而、逐年、強を益し御国威御興隆之勢ニ相成候日ニ至り候ハヽ、外夷も自ら恐懼を生し可申¹⁸、

日米修好通商条約を締結する際に、幕府は朝廷の要求を無視して勅許を得ずに調印に踏み切る「不敬」を犯した。しかし一旦条約が結ばれた以上、西洋との交際を拒絶することは信頼を損なうことになり、戦争の種にもなりかねない。現状の軍事力をみると日本が勝利する余地はないだろう。あまつさえ、「内変」や「内乱」が生じる可能性すら否定できない。政治方針の「御変革」が求められるにあたって、条約以前の「鎖国」に戻ることはありえない。幕府が主導権を握って「富国之道」・「強兵之一端」を立てなければならない。要するに、江戸藩邸は現状打開策として幕府主導の開国論を挙げたのである。

このような認識のもとで江戸藩邸は、長州が肥後と同じ問題意識から「関東え改右開國之処、勅諭被為下候様と之趣」をもって公武周旋に乗り出したと理解した。つまり、朝廷に開国の勅書を引出し、幕政を窮地に追い込んだ対外問題から脱出させ、公武不和以前の状態に政治を引き戻そうというのが長州の政治運動であると受け止めたのである。また、航海遠略策の採用が傷付いた幕権の回復や強化へつながるとも判断した¹⁹。江戸藩邸は公武対立が解消することを望み、その延長線上で航海遠略策を解釈したのである。

江戸藩邸は国許に長州の政治運動に賛同することを求めた。四月五日付書簡の付け札には、

本文御相談筋、往々右之末、御煩ハしき筋ニも万一成行候而は、御配慮筋ニ付、願曰ハヽ、御懸り合無之様御遁レ之方可宜との見込も可有之哉。筋次第三は、其儀可宜候得共、此節之儀、御遁レなどと申儀ハ難出来御相談筋ニ有之、平常之事と違、天下之人心一致之基を被為開、公義之御難渋を御取扱之御忠勤筋ニ候得は、外ニ御見込之旨〔不〕被為在候ハヽ、格別御遁と申処ハ差寄見込付不申候。若、強而事を設、御馳離ニ相成候而ハヽ、筋次第、却而後道之御為ニも成間敷哉²⁰。

とある。また、薩摩の意見など「余所は余所ニ被差置、只順逆理非を被糺、時宜を被為計御決断外ハ無之」と、藩政府の主体的判断を促した。さらに、もし長州側から「御一同之処ニ而京え被仰立之御相談ニ而、其末御上洛之儀杯も御相談有之候ハバ、是又御同意可被遊哉」とまで

述べ、長州の航海遠略策に乗って共同の政治運動を行なう形で肥後が中央政治に参入する方針を提言したのである²¹。政治運動の軸を長州の公武周旋に据えながら提携を試みたといえる。

航海遠略策と肥後「藩是」の親和性

公武周旋の方法をめぐって肥後江戸藩邸と長州は同様の見解を持っていた。肥後側は航海遠略策に関する情報のはほとんどを両藩留守居（肥後は清田新兵衛、長州は三井善左衛門）のやりとりから得ていた。実際、国許宛書簡には留守居会談の書付が欠かさず添付された。前述の四月五日付書簡にも両藩留守居が会談した模様が載っている。三月一七日、清田が三井を訪ねた際に、通商条約の無勅許調印を理由に「都而関東より御詫計」という方向で公武周旋を行なうつもりなのかと質問された三井は次のように答えた。

今度長州様之御場合は、先ツは中人之姿ニ候間、所謂中立、口ニ而取扱候ハヽ一旦ハ治り候而も永久之処無覚束被考候間、京都ニも御無理と相聞候事ハ有筋ニ其通及言上、関東ニも御取切過と相見へ候処は其趣申出、いつれにも公武御合体、永久帰太平ニ候様、被成御取扱度御趣意との事ニ候²²。

長州は「中人之姿」で公武間を「中立〔仲立ち〕」する方針であると述べている。仲介者として公武周旋に当たるという計画である。これは、同時期に国許が決定した政治方針とも通じるものであった。一方、国許重臣らは四月三日付書簡で「藩是」を送った。そこには、公武間に入り双方の意見を仲介するという内容が含まれている²³。肥後「藩是」における政治運動の基本方針は長州の航海遠略策と親和性を持っていたのである。

国許書簡が江戸藩邸に着いたのは四月一八日²⁴である。在府重臣たちは長州に賛同するよう求めた四月五日付国許宛書簡の趣旨が「藩是」にも叶うものであったことを確信したに違いない。

長井の東帰と江戸藩邸の返信

四月二二日、長井が江戸に戻ってきた。長井の在京中（三月一八日～四月一四日）、朝廷はそれまでの好意的な対応を一変し、航海遠略策の採用に慎重な態度をみせはじめた。上京していく

る島津久光を公武周旋の新たな担当者として認める動きが現れたからである。

四月二十四日、江戸藩邸は状況把握のため清田を長州側に遣わした。清田が「公武御合体御周旋之一条、何ぞ違却之筋ニ而も致出来候而、長井氏引返共ニ而ハ無之哉」と聞くと、長州留守居は、藩主の上京を求める勅書を伝えるため長井が予定を変更して江戸に来たと説明した。次いで長井熊本派遣の件は上意があり次第また肥後側に伝えると述べた²⁵。ひとまず状況を承知した江戸藩邸は、四月二六日付国許宛書簡で藩主が長州の要請に対し「御同意」するようにと書き送った²⁶。長州が航海遠略策で公武周旋を続けると判断したのである。

同日、江戸藩邸は留守居清田をして長州側に返書を送らせた。肥後藩主はかつてより公武一和について長州同様の考え方であり航海遠略策に同意する旨を記し、今後も長州の相談に応じる用意があるとした²⁷。これを受けた長州側は肥後が全面的に支持していると受け止めたであろう。ところがそのとき、長州交渉に対する国許の返事は江戸藩邸にまだ送られていないかった。江戸藩邸は航海遠略策について国許が異論を唱えることはないと判断して長州に返信を送ったのである。

国許の意外な反応

国許が江戸藩邸に返事を送ったのは六月八日である。最初の報告が国許に到着したのは四月十日であった²⁸。やや遅れた対処のように見える。国許の答えは以下のようなものであった。

(前略) 根元、御国家ニ被為替候而も江戸京都え御忠告可被遊との御覺悟は長州様御懸合已前より相決居、其上、公武御合体之御趣意は先ツ御同様ニ候得共、現実可被仰立ヶ条ニ至り候而是御相違之稟も有之、第一、此御砌ニ候得は少ニ而も御心附之儀は有之儘御建議ニ相成、御誠意相貫居不申候而是後來之御為ニも宜ル間敷、何ぞ他之被仰立ニ譲、其儘被差置候訳は無之²⁹、

国許は、航海遠略策の「公武御合体之御趣意」には同意している。長州の政治運動を断然と否定してはいなかったことがわかる。ただ、その「現実可被仰立ヶ条」には何らかの異論（「御相違之稟」）があるという。しかし、「御相違之稟」の詳細については触れていない。その代わりに論点をずらして、独自の政治運動の必要性を説く。長州の公武周旋に肥後の政治運動を委

ねるだけでは将来のためにならないと述べ、積極的に「御建議」を行なって朝廷と幕府に「御誠意」を表わすことを主張した。また、「何ぞ他之被仰立ニ譲、其儘被差置候訛は無之」と、中央政治参加への意志を示した。ここからは大名間の競争意識が垣間見える。注目すべきは、国許が「江戸京都え御忠告」を掲げていることである。肥後首脳部の中で自らの主張を正当化する根拠として「藩是」が援用された初期の例として捉えることができるからである。記述したように、国許は四月に「天朝公義え之御忠節」を内容とする「藩是」を定めている。

さて、国許は独自の政治運動について次のように主張している。

殊ニ右之御取扱ニ而一統之人氣も鎮り候程ニ候得は、最易御模様打替候而は御抑揚筋ニも差障候間、旁沼田列御免杯と申埒ニ無之、其後、當時之有姿ニ相成申候而、専、良之助殿御出府之御手筈御座候³⁰。

沼田列云々と良之助出府がそれである。沼田列云々は、同年三月に藩政府が大目付沼田勘解由に京都探索を命じたものを指すと思われる³¹。ところが沼田上京がその後に議題となった模様は確認できず、ここでは深入りしない。実際に焦点となったのは良之助出府問題のほうであつて、これについては第三節で詳しく検討する。

それでは、国許が独自の公武周旋を試みたのはなぜなのか。そこには国許ならではの事情があった。書簡は、「一統之人氣」を考慮せざるを得ないと述べている。それには藩内における尊攘論者の存在が関係している。国許は航海遠略策に協力した場合、ようやく鎮静を迎えた藩内の尊攘熱が再点火することを懸念したのではないだろうか。尊攘論者による突出行動は肥後に内訌を引き起こす潜在的な危険要因としてあり続けた。結局、国許は江戸藩邸同様の公武一和論を持ちながら、政治運動における独自性を強調し、航海遠略策のもとで中央政局への参加を求める江戸藩邸の提言を受け流したのである。

第二節 長州の將軍上洛建白と肥後

長井雅楽が江戸に戻ってまもなくの五月二日、長州は幕府に將軍上洛論を建白した。それが肥後江戸藩邸に伝えられたのは同月一二日の両藩留守居の会合の席においてである。これを機に両藩の交渉は一変する。以下、肥後に伝えられた情報から將軍上洛論の内容を分析した上で、

肥後の対応について検討し、交渉が如何なる結末を迎えたのかをみていく。

二回目の相談要請

肥後江戸留守居清田は長州による將軍上洛論の趣旨や建白書提出の経緯について長州江戸留守居から聞き出した内容を記録している³²。

御建白之末、如何と相尋候処、長井出京之節、長州様為天下御忠勤を被為尽候段達叡聞、愈以御周旋ニ相成度、且〔朝廷より〕被仰聞候筋被為在候間、〔長州藩主の〕御出京ニ相成候様、御内々より御書取被下置候間、長井ハ御国之様ニ参り候筈之処、直ニ此元之様引返候由。夫より長州様ニハ武門之冥加無此上、面目とて、此上ハ乍不及、公武御合体之儀、先ツ御内々可被成御周旋、京師関東と度々之御往返ハ甚御難儀ニ付、何卒於公辺成行御見込を伺候上、御出京ニ相成度段、被仰入候処、此上如何之手続可宜哉と御相談ニ相成候間、ケ様相成候上は、公方様御上洛、列侯ニも豫參被仰付、天下之公論を集メ、勅諭を以、國是御定ニ相成申度、此儀御治定伺候上、出京可仕との趣、尚、御建議有之³³、

また、付札に次のように述べている。

当春ニ相成、安藤様一件、其他京摶之間之物騒、彼は最早今日ニ至候而ハ、中々御名代位ニ而ハ天下之論落着兼可申見込より、公方様御参内ニ無之候而是難相済趣ニ被仰立候由ニ御座候³⁴。

長州は朝廷から藩主上京を求められ、周旋活動の見直しを余儀なくされた。そうした中で將軍上洛論を決定したのである。史料にはその理由として「安藤様一件」と「京摶之間之物騒」が挙げられている。坂下門外の変で幕府は再び権威を落とし、尊攘論の沸騰は朝廷の政治的発言権を高めた。その結果、幕府は朝廷への譲歩に迫られた。長州が將軍上洛論を持ち出した背景には、こういう政治状況の変化があった。

長州の將軍上洛論は一連の政治プログラムを提示している。將軍上洛を契機に諸大名を京都に召集して「天下之公論を集メ」、勅諭のもとで改めて「国是」を定めるという構想である（下

線部)。朝廷・幕府はもちろん諸藩をも「最高国家意志=国是」³⁵を確定する過程に組み込もうとする計画であった。

長州江戸留守居小幡は、五月一三日から同月二四日の間、清田に建白書の写しを渡した際、長井熊本派遣の取消しを口頭で通知した。それを報告された在府家老小笠原は「惣躰ニ御相談筋取消」と受け止めたが、清田は「全く申上様不束より之事と恐縮仕、為念、猶、〔小幡に〕問合」した³⁶。五月二五日、小幡は次のように返信してきた。

長井雅楽儀其御國許え為御使者被差越、今般大膳大夫様〔=長州藩主〕御建白一条御相談も可被成との事ニ而、先達中同人罷出候段御案内申上置候処、彼是御用多に而、乍御不都合、最前被仰進候雅楽を御差出之儀は御止被成度ニ付、其儀は御取消被成下候様。左候而、御建白一条御相談之儀は全御取消被下候様との筋ニテハ無之、両度之御建白書、私持參、尊公様御手許迄差上候間、於爰元御使者を以御相談被成候振ニ御取計被下候様奉願候含ニ而、過日罷出候訳ニ御座候³⁷。

長州は二回目の「御相談」を求めてきた。今回は使者を熊本に遣わすことなく、江戸役人を通じて肥後江戸藩邸に交渉を要請したのである。

既述のように長州は肥後よりは薩摩との交渉に重点を置いており、それは久光の率兵上京を意識したものであった。ところが、久光と長井の会合は実現しなかった³⁸。久光は率兵上京後、朝廷に幕府改革を求める勅使の東下を主張するなど長州とは異なる政治方針を持ち出した。航海遠略策で長州と薩摩が手を結ぶことが不可能となり、長井の薩摩派遣は不発に終ってしまったのである。もちろん長井が熊本に赴くこともなかった。長州が長井熊本派遣計画を撤回したことには、以上の経緯があった。

では、長州が二回目の相談を求めてきたのはなぜか。幕府はかつての権力を失い、もはや將軍上洛など政治上の重大問題を専断できる状況ではなかった。長州は諸大名への説得工作を通じて支持者を増やし、將軍上洛論に勢いを付けようとして肥後に交渉を持ち掛けてきたものと思われる。

肥後江戸藩邸の將軍上洛論

六月八日、江戸藩邸は長州の二回目の相談に対する意見を国許に書き送った。前回とは異なる反応をみせるところに注目したい。

ここでは同書簡中の「長州侯御建白ニ付江戸見込之書付」を検討する。長州が掲げる將軍上洛論の趣旨について「其辞正く、時勢相当之御諭と感佩仕候」とし、時の政治課題である公武合体の必要性を認めている。一方、將軍上洛論の中身に関しては次のように述べる。

公方様御上洛、列藩豫參被仰付、於京都衆議を集、御国是を被定度との儀ハ、天下之公論ニ者可有之候得共、退而相考申候得は、方今不穏形勢、殊ニ各国疲弊之余、二百年來廃絶之御大典を御取興ニ相成候ハヽ、國家之衰耗、人民之困窮無申計、其上、諸侯伯京地え会同之内、万一異論等も差起り候ハヽ、仮令嚴譴を被加候とも、其末如何様成御煩を引起可申哉も難測、若於御膝下争端を開キ候様ニも成行候而ハ、却而被惱宸襟候筋ニ相成、於此儀は竊ニ危疑仕候事ニ御座候³⁹。

まず、將軍上洛論に「危疑」を示しつつ、將軍上洛そのものに反対している。上洛にともなう莫大な所要経費が幕府と諸藩に財政負担を大きくさせることを懸念し、「国家之衰耗」や「人民之困窮」を深める結果は避けるべきであるという。

もっとも、江戸藩邸が重視したのは將軍上洛がもたらす政治上の混乱であった。下線部は、諸侯召集をめぐる問題を指摘している。江戸藩邸は、諸侯召集の上「天下之公論」をもって国是を定めることができたとして可能であるか疑っている。外様や親藩を含め諸大名が一堂に会して政治問題を議論し国家方針を決定するという形式は徳川政権下でかつてなかったものである。前代未聞の政治実験に抵抗感を示したのも無理ではなかろう。それにくわえ、京都が政治議論の場となることへの懸念も示した。尊攘論が高まる京都には、もはや幕府の統制力が及ばなくなっていた。諸大名の間で意見衝突が発生し、万が一、干戈を交えることになった場合、滞京中の將軍が受ける政治的打撃は回復不可能なものとなる。江戸藩邸が長州の將軍上洛論を受け入れることができなかったのは、まさにこのためであった。長州と提携する形で中央政治に参加することを試みた江戸藩邸はその計画を放棄するに至った。

一方、肥後江戸藩邸は別の將軍上洛論を提示した。

仍而、反覆勘考仕候得は、此度長州侯御上京之節、御親族之御内御一人御参内ニ而、是迄関東之御处置筋御届兼之処ハ屹と御断被仰上、即今関東御政事向、御改革之機会ニも被至候付、第一御国是を御議定被成度、列藩え台命を下し各建白之趣を集、於幕府御熟考之上、猶閣老之内一人上京被仰付、叡慮御窺取、勅諭を奉し、御国是御確定之旨列候え被仰渡候ハヽ、人心協和御国威更張之機、忽チ相顕可申、此時ニ至、為御礼、諸侯伯を卒、目出度御上洛と申御運ニも被為在候ハヽ、公武御一和を奉祝、天下万歳を唱可申候。右之通ニ候得は、國力疲弊之余たりとも、衆心安堵し簞食壺漿して相迎候様ニ御座候ハヽ、御上洛も曾而難被行筋とハ相考不申候⁴⁰。

江戸藩邸の主張は、安政五年に失敗に終わった勅許獲得のやり直しである。朝廷から条約勅許を引出すことで公武一和を実現するという構想である。將軍上洛は予め開国論を国是として定めたあと、「公武御一和」を祝賀する目出度いイベントとして行なわれるべきである。「叡慮御窺取、勅諭を奉し」ことで朝廷尊崇という大義を守り、幕府が政治問題で主導権行使しつづけることが望ましいという。そこには、政治参加層の拡大という安政五年以来の政治構造の変化はあまり考慮されていないことが窺える。江戸藩邸は、親藩・外様大大名が政策決定機構に加わることを拒む幕閣と同様の見解を持っていた。

江戸藩邸の書簡から約二ヶ月半が過ぎた八月二四日、国許は將軍上洛論に対する意見を送ってきた⁴¹。同書簡は長州の將軍上洛論に賛成する旨を記している⁴²。そこには、六月一日の幕府による將軍上洛の布告、つまり幕府自ら公武周旋のため將軍上洛を発表したことが大いに影響したと思われる。

長州の藩論転換と相談の決裂

国許・江戸藩邸が長州の政治運動に反対意思を書き送ったのは、偶然にも同時、六月八日付のお互い宛の書簡においてであった。その六月八日以降、長州と肥後の間で交渉が行なわれた模様はない。江戸藩邸は政局を観望することにしたのかもしれない。

その間、長州藩政府は藩内の尊攘論者の主張を受け入れ、長井を罷免した。さらに七月六日、御前会議で藩論を破約攘夷論へと転換した。同月二四日、長州藩主は「親諭書」を家中に下した。

從来存意官武へ申立候は、偏に天朝へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道相立候決意に候。今般上京、叡慮之所被為向尽力周旋仕候段、御請申上候。然る上は、如何体の艱難にても忠節を確守し、信義孝道隨て相立候处置せしめ候間、我等旨意を体し為國家遂奉公に於ては本懷たるべく候⁴³。

長州は「天朝へ忠節」を最重要課題として掲げることにした。朝廷・幕府・自藩の関係からみると、幕府と距離を置こうという宣言である。その頃、肥後では「天朝公義え之御忠節」を固持しながら、国許と江戸藩邸の間で政治運動の方法をめぐって議論が続いた。航海遠略策・將軍上洛論・破約攘夷論といったアジェンダを次々と提示し、中央政治に参加した長州に比べれば、肥後は未だ藩論が定まらず混乱の中に留まっていたのである。

政策転換に踏み切った長州は、八月一三日までに肥後江戸藩邸に交渉を打ち切る旨を伝えた。その際、政策転換の詳細については説明していない。肥後側は相談の打ち切りを通達されるまでであった⁴⁴。その報告を受けた国許は、「御相談筋は御取消し之由」を承知した上、「乍跡事も、此節之御挨拶旁、於御許可然御取計有之候様」と江戸藩邸に書き送った⁴⁵。そこで江戸藩邸は九月三日、清田をして「御都合能御周旋御成功ニ被為至候様有御座度思召候⁴⁶」と返答を送らせた。肥後は長州の政治運動への反対意思を表向きにすることなく大勢を見極めていたが、結局、相手の事情で交渉は決裂したのである。

第三節 肥後の独自的政治構想

中央政治への参加をめぐって他藩との提携を図る江戸藩邸とは異なって、国許は独自の政治運動を試みた。四月一五日、藩主末弟の長岡良之助に出府命令が下された⁴⁷。その後、この点で国許の即行論と江戸藩邸の反対論が対立していく。

長岡良之助

まずは、長岡良之助（護美、号は雲海）という人物について、時期を文久二年四月までに限定して簡単に紹介しておく⁴⁸。

良之助は天保一三年（一八四二）、肥後第十代藩主細川斉護の六男として熊本城内で生まれた。

兄弟に万延元年七月に家督を継いだ長兄の慶順と三歳年上の長岡澄之助がいる。妹勇の夫である前越前藩主松平春嶽（安政五年隠居）は義弟に当たる。なお、長兄慶順の正室は左大臣一条忠香の養女で三条実万（安政六年没）の実娘、三条実美の妹であった⁴⁹。

九歳時の嘉永三年、良之助は下野国喜連川⁵⁰の第九代藩主喜連川熙氏に養子として迎えられた。安政三年四月の元服後は、喜連川紀氏と改名し左兵衛督に任せられた。ところが同五年二月、彼は「武者修行ごとき状を為し」て喜連川を飛び出す。一七歳の時であった。良之助が出奔を決心した背景には南朝を背いた足利氏の後裔である喜連川家の家督を自らが受け継ぐことへの抵抗があったとされる⁵¹。出奔後まもなく喜連川側に戻らされた良之助は、肥後在府重臣らの働きかけの末に江戸藩邸に送られた。

出府途中で良之助出奔の報に接した藩主は、在府家老溝口孤雲宛て直書で「御離別より外無之」と述べ、自分の着府前に「御破談之儀屹度取堅置候様」と命じた。そこで孤雲は喜連川に赴き、養子縁組の「破断」を申し込んだ。肥後側は良之助出奔問題で藩主が連座して責任を取るような事態を防ごうとしたのである。喜連川側は細川家の他の男子を養子にする条件で応じた。もはや良之助の心を入れ替えさせることは不可能であると判断したのである。

藩主着府後の四月中旬、両家は協議の上、幕府に離縁願書を提出した。もちろん良之助の出奔は表向きにされなかった。これで良之助は本姓の長岡氏に復し九年間の養子生活を終えた。出奔には無謀な側面もあったが、それを契機に良之助の名は朝野に知れ渡り、彼の去就に注目が集まった。政治信念を貫くために出奔をも辞さなかつた若き尊王家に関心が寄せられたのである。喜連川と肥後の重臣らによる後始末が終わり、良之助は熊本に戻された。この出奔騒動から四年後の文久二年四月、弱冠の良之助は、藩政府から出府を命ぜられたのである。

良之助出府の目的

良之助出府計画が立てられた経緯がわかるような藩政府側の史料は管見の限り見当たらない。それ故、その計画の目的を明らかにすることは難しい。以下、関連史料の内容から大体の模様を探ることにする。

まず、公武に「諫争」を行なうことが目的であったとする史料をみよう。

良之助様京都より関東迄御諫争之御覚悟ニ而、御出府ニ相究候処、御模様打替、(中略)、ママ(原注)

其後ハ何之御模様茂無之候事⁵²。

良之助出府が不発に終わったことを記している点からみて、これが作成されたのは後日であることが判る。史料には、良之助が出府途中に京都に立寄って朝廷に「諫争」を行なおうとしたと記している。その頃、出府を振りかざして率兵上京を決行した島津久光の事例を考えると、肥後が似たような計画を練っていた可能性は充分ありうる。しかし、「諫争」という言葉が用いられたのは当時の観念とは合わないところがある。次の史料がその根拠である。

出府決定後まもなく四月一八日、良之助は尊攘論者らと会談した。その場で次のように述べている。

一、此節京都表之儀付には、太守様御苦惱被思召上、屹度思召之旨有之、江戸え可被遊御諫啓候。京都ニ変有之、玉体矢石之中ニ被遊御座候節は申迄茂無之、急速御人数可被指出旨、於御花畠、住江甚兵衛被召出、良之助様より御直ニ被仰渡候。御手当之儀ハ兼而御達ニも相成居候得共、此節急速用意調候様、御備頭え御内沙汰有之旨被仰渡候。同志中何れも此旨奉敬承候様、若存念之儀茂有之候ハヽ、御附役迄可伺出旨被仰渡之。四月十八日⁵³

ここには、有事の際に藩兵を京都に派遣することや、幕府に「諫啓」を行なうことが示されている。良之助は自分が江戸に赴くことを明かしてはいないが、幕府に何らかの働きかけを行なおうと心得ていたことが確かである。すでに出府計画が立てられた以上、その働きかけとは「諫啓」であった可能性が高いと思われる。

一方、上の史料には別紙が付けてある。

右之御書付は、住江甚兵衛え被仰渡候御意之趣を奉伝承、宮部鼎蔵・轟木武兵衛等書取しを、御趣意如何と御附役大矢野次郎八え相伺候処、御趣意ニ相違無之候得共、猶奉入御内覽候上可及返答との旨ニ候処、右之朱字だけ、依御意添削有之候事（本文朱字云々は、諍を啓に改め、玉体以下十一字を挿入せるなり）⁵⁴。

注目すべきは、藩政府が「諫諍」を「諫啓」に改めさせたことである。敢えて「諍」という

表現を避けたのは、それが幕府との言い争いを連想させると判断したからであろう。肥後は争ってまで強く幕府を諫めようとはしなかったのである。

以上から、肥後は良之助出府を通じて幕府及び朝廷に「諫啓」を行ない、自藩の忠節を表そうとしたと推察される。

江戸藩邸の反対

良之助出府問題を取り上げた先行研究には森田誠一氏の論考がある⁵⁵。同氏は、江戸藩邸の反応について、「[在府重臣の意見は] 実はこの際、成るべくことを荒げず余計な事はしない方が利巧だと述べているに過ぎない」と指摘している。はたしてそうであろうか。

江戸藩邸が良之助出府問題について意見をまとめたのは五月六日である。当時、江戸と国許間の書簡往来には大体一五日を要したので⁵⁶、良之助出府命令の後、すぐにそれが江戸に伝えられたことがわかる⁵⁷。

在府家老の小笠原備前・松野亘による五月六日付国許重臣宛書簡は、次のように述べる（……は引用者による中略。以下同じ）。

東西え御建白之一条は、重疊被凝御評議候内、……御評議被為在候上、良之助殿え被仰付、不遠御出府之御治定ニ而、左候而、楯岡慎之助儀、京大坂へ被指越、模様ニ応、於京は所司代、且御縁家之堂上方え茂御手を被為付、且、吉弘加左衛門出府被仰付、御役々様方へ懸合、或ハ列藩之事情等茂探索いたし、何れ茂、追而良之助殿御出府之上、屹ト御都合ニ相成候様、重疊致心配候。……御評決之大意茂不被仰越候は御子細も有之候哉、為心得被仰越候ハヽ、此許丈之覺悟御都合を茂計申候様之為ニ可有之候処、良之助殿御出府之上御取扱之御運ヒ、御趣意ケ様と相分不申候故、打寄申談候而茂考察而已ニ而、利害之見込茂付兼、甚案勞いたし候。依之、御議定之末、兎哉角申達候ハ奉恐入候次第ニ御座候へとも、乍奉案劳其儘に者難差置、申談之趣不闇申達候⁵⁸。

良之助出府計画の真の「趣意」を問うている。予め役人を東西に遣わし情勢探索に当たらせた上、それに基づいて良之助が出府後の様子次第で政治運動を行なうという大筋は承知したが、その趣旨が把握できないという。良之助出府計画は、中央政治への参加意欲があるだけで、確

然たるアジェンダを提示したものではなかった。在府家老は「重畳致心配」、「甚案勞」と懸念を表わす一方であった。

そこで、良之助出府を延期するよう国許に求めた。延期とはいえ、それはレトリックにすぎず、実は反対論であった。反対する根拠は以下のものであった。

此節之御趣意、長州様より御懸合前、既ニ公武御行違ニ候ハヽ、御合体之儀御取扱可被遊御決定に相成居候付、内々御懸合之儀は被遊御承知候而茂御詮茂薄ク、既右一件は長州様より公武之間御取扱と申、御打立ニは無之、御建白之末被任せ候事ニ候ヘヽ、唯今此方様より御手を被出候而は、長州様御受茂何程可有之哉、御外聞茂如何哉と懸念いたし候。且御同様程之御建白ニ候ハヽ、公辺ニ而茂御聞届有之候迄ニ而、矢張長州様御周旋ニ可相成候ハヽ、節角御建白之詮茂被為在間敷哉と乍恐相考申候。且又、御合体之筋と申候而も、元来公武御行違、風説等は有之候得共事実ハ分兼、御不和之筋屹ト相分不申候てハ難相成、夫故、楯岡・吉弘を茂被指立候御事とハ相考候得共、今より右等之筋より御取懸ニ而は、其内ニは長州様方御取扱も相堅り、御無益之事ニも至候而は、愈御都合可惡と話合申候。
……詰り、長州之跡を御踏ニ成候ニも落、大同小異之御筋ニも御座候ハヽ、無御詮次第、
……乍恐、此節之儀ハ、先暫御猶予被為在度御事と話合申候。……仮令長州様御同様之筋ニ出、又ハ期後レニ被為成候而茂、天朝公辺え之御忠節、不被得止処より被為出候而、長州ニ而御取扱無残処候ハヽ、其分之事と申御模様ニ茂候ハヽ、良之助殿御出府ニも不被為及、誰ソ御人選を以被仰付候而茂可被為済哉⁵⁹、

在府家老は、まず長州の政治運動が中央政局で有力となっている現状を国許に認識させようとした。良之助出府反対の理由として航海遠略策の存在を持ち出したのである。第一節でみたように、江戸藩邸は航海遠略策に賛同し、国許が長州と提携することを試みた。しかもそれは「藩是」の趣旨とも合致するものであったため、江戸藩邸の提案は正当性を持っていた。長州が明確なアジェンダを設定し、政治運動の最終調整を行なっている段階で、国許が良之助出府をもって公武周旋に乗り出そうとすることは「御無益之事」に過ぎないと在府家老は考えた。また、下線部にあるように、長州との関係が悪化する恐れも指摘した。さらに、長州に立ち遅れたことを認めた上で「天朝公辺へ之御忠節」を表わすために独自の政治運動を断行しようと

するのであれば、敢えて良之助を江戸に遣わす必要はあるまいと述べ、良之助出府は意味がないと強調した。在府家老の反対論の背後には、長州との提携が破れることへの警戒心があり、それ故、とにかく良之助出府を阻止しようとしたことが読み取れる。

国許の続行論

江戸藩邸の反対を受け、国許では良之助出府計画を見直そうとする動きが出始めた。しかしそれは計画を覆すまでには至らなかった。六月八日付在府家老宛国許書簡にその模様が記されている。

①於其御地被仰談之趣も至極御尤之御見込ニ付、御奉行へ相渡、得斗咄合候様申達置候処、良之助殿御出府は御見合之方可然由、委敷書付を以相達、右は両端之内いつれ時処位ニ協可申哉、早々評決之上奉窺、御治定之処可申達処、②佐渡方〔=長岡佐渡・家老〕御着座後、病氣之儘、……此間辞職内意之書付被相達、監物方〔=長岡監物・家老〕も病氣ニ而同様内意有之、内匠方〔=朽木内匠・中老〕は先年大追物稽古之節膝を被摧、……第一正座出来兼候由ニ而、是又辞職之内意ニ相成、三人共更ニ再勤之見込も無之、……與三郎方〔=長岡與三郎・中老〕当春以来之胸痛、俄ニ差重、去ル朔日遠行ニ相成、不穏時節、如是事柄迄も種々打重り候而是追而之成行も重疊致懸念、彼是不本意、右之一条咄合も相決候場合ニ至兼、奉恐入候。③尤、良之助殿えは、たとへ跡事ニ相成候而も是非御出府被為在候思召ニ而、上えも其処ハ被遊御同意候御様子ニ相窺申候⁶⁰。

一応、政策の実務を担う奉行の間では計画を見合わせることで合意がなされた。江戸藩邸の主張を受け入れたのである。後は重臣会議を経て藩主の裁下を仰ぐのみであった（①）。ところが、重臣らが衆議一決して議論することは滞ってしまった。上記書簡に連署している有吉将監督（家老）・三淵志津摩（中老）以外の国許中老・家老全員が体調不良を唱え、在職中ながらも藩議に携わることができなかつたためであった（②）。藩論転換に必要な正式の手続きを踏むことに差支えが生じた。手続きを重視した江戸時代の政治慣習を勘案すれば、重臣会議を開かずに藩論を変えることは考え難いものである。三淵・有吉が重臣による「評決」を重視したのは無理ではなかつた。

重臣会議が困難なら、「御意」を得て決定することが考えられる。しかしそれもおぼつかない。藩主は良之助出府について考えを変えようとしなかったからである。そこには、「たとへ跡事ニ相成候而も是非御出府」したいとする良之助の堅固な意志が大いに反映されていた(③)。結局、三淵・有吉は、良之助出府計画に変更はないことを改めて江戸藩邸に伝えなければならなかつた。

注目すべきは、良之助出府計画の続行を告げる六月八日付の同書簡が、航海遠略策への賛同を求めた江戸藩邸に対する返事でもあったということである。その内容は、第一節で検討したように、長州の趣旨には賛同するものの航海遠略策のもとで共に政治行動を取ることはできないというものであった。つまり、肥後首脳部の中では、中央政治への参加をめぐって、国許の独自路線と江戸藩邸の提携路線とが相克していたのである。

このような二つの構想の相克状態は、結局、外部要因によって解消されることになる。長州が航海遠略策を放棄し將軍上洛論を掲げると江戸藩邸は長州との提携をあきらめた。一方、文久二年七月、朝廷から藩主上京を命じる内勅が肥後藩主に降下されると国許はその対応に追われ、良之助出府問題は争点から遠ざかっていった。

おわりに

以上、文久二年三月から七月にかけて肥後首脳部が中央政治への参加を試みる過程で登場した二つの路線について検討した。江戸藩邸と国許は、「天朝公義え之御忠節」を掲げる「藩是」に基づき公武一和・秩序回復を実現するという目的を共有しながらも、それぞれ提携路線と独自路線をくずさず相争った。

こうした「相克」の背後には、江戸と熊本という場所に規定されたいろいろな要因があったと考えられる。例えば、政治状況の相違（特に国許における尊攘論者の圧力）、日常的な他藩交渉の頻度、中央政局についての情報収集能力などを挙げることができよう。

肥後の事例は、文久期に展開した諸藩間の相互作用の意味を重視する本稿の問題意識からすると、個別藩における全国政治参加への構想の比較や、举藩一致体制の構築における分裂要因などを考察するうえで示唆を与えるものと考える。

最後に、文久二年七月以降の肥後の政治状況について簡単に触れたうえ、今後の課題を提示したい。藩主上京を求める内勅を伝えられた肥後は、当分は中央政治への参加を躊躇した。京

都の政情は肥後の政治方針とは異なる方向へと向かい、尊攘論が中央政局を支配していたからである。それ故、藩主上京の回避を図り、中央政治から一歩離れて政局を見極める方針を立てた。しかし、再三の内勅降下は藩主在国を許さなかった。同年十月下旬、藩主上京及び良之助先発上京が決定された。一二月上旬、良之助は京都周旋を開始した。そして翌年正月中旬には藩主が京都に入り、約三ヶ月間にわたって滞在しながら、朝廷・幕府に建白書を提出したり諸侯と交流するなど中央政治に参加する。政治都市と化した京都で肥後が諸政治勢力と如何なる相互作用を展開し、また諸政治勢力の相互作用のなかに肥後をどのように位置付けることができるのか。それを解明することを今後の課題としたい。

¹ 幕末維新政治史の研究史については、青山忠正「明治維新の史学史—『絶対主義』と『変革主体』」(『歴史評論』589、1999年)、友田昌宏「幕末政治史研究の現状と課題」(『歴史評論』619、2007年)、三谷博「明治維新の史学史—『社会科学』以前」(東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター『ヨーロッパ研究』9、2010年)、高木不二「幕末政治の研究史から—私の総括と見えてくる課題—」(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』有志舎、2011年)など。

² 薩長以外の諸藩研究として、西村晃「幕末岡山藩における国事周旋方針と藩論」(『史学研究』184、1989年)、笹部昌利「津山藩と幕末政局—中央政治と『攘夷』への対応の一形態」(『仏教大学大学院紀要』27、1999年)、同「攘夷と自己正当化—文久期鳥取藩の政治運動を素材に」(『歴史評論』589、1999年)、白石烈「『公武合体』をめぐる会津藩の政治活動」(『史学研究』235、2002年)、藤田英昭「文久二・三年の尾張藩と中央政局」、友田昌宏「文久三年京都政局と米沢藩の動向」(以上、家近良樹編『もうひとつの明治維新—幕末史の再検討—』有志舎、2006年)、栗原伸一郎「米沢藩の諸藩連携構想と『奥羽越』列藩同盟」(『歴史』107、2006年)、宮下和幸「幕末期加賀藩における藩是と『藩論』—個別藩の分析視角—」(『明治維新史研究』7、2011年)、同「文久、元治期における加賀藩の意思決定システムと政治運動」(『加賀藩研究』3、2013年)など。

³ 個別藩研究が事例研究に留まっている状況を批判したうえ、その解決に取り組んだ近年の注目すべき論考として、家近編前掲『もうひとつの明治維新』所収、白石烈「將軍空位期における『政令一途』体制構築問題と諸侯会議」がある。

⁴ 野村晋作は、「幕末の政治過程における特徴的な事象の一つに、外様諸大名の上京及び参内があげられる」と指摘している(野村晋作「幕末期外様諸大名の上京とその役割—肥後熊本藩細川家を事例として—」(立正大学大学院文学研究科『大学院年報』31、2014年))。外様大名を含む諸大名同士の相互関係を重視する本稿とは問題設定が異なるが、外様諸大名の上京がもたらした朝幕藩における関係性の変化に注目する点や諸大名による京都警衛体制の成立と関連付ける分析は、非常に示唆的である。

⁵ 細川家編纂所編『改訂肥後藩國事史料』(復刻版、全十巻、鳳文書院、1990年)。定本は、伊喜見謙吉編

纂『肥後藩國事史料』(細川家編纂所、1931-1932年)。刊行経緯については、同書冒頭の「緒言」を参考。以下、『改訂肥後藩國事史料』の引用においては『国事史料』と記し巻数を付する。

⁶ 『国事史料』2、928頁。

⁷ 『国事史料』2、885頁。なお、引用史料の表記は、原文に従い統一していない。旧字体や異体字、変体仮名等は適宜改めた箇所がある。引用史料中の句読点、〔 〕・下線・波線・傍点・番号はいずれも引用者による。

⁸ 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、2007年、44-48頁。

⁹ 末松謙澄『防長回天史 上巻』柏書房、1967年、291頁。

¹⁰ 末松前掲『防長回天史 上巻』、291-292頁。

¹¹ 四月五日付国許宛江戸藩邸書簡(『国事史料』2、934頁)。

¹² 四月二四日の長州江戸留守居の肥後江戸留守居への発言(『国事史料』3、24頁)。

¹³ ちなみに、「縁家」という婚姻関係を媒介とする家柄との交流も容認されていた。文久期は、姻戚関係を口実とした諸大名同士や、大名と公家との間の政治的接触が頻繁に行なわれるようになっていく。これは幕末期の中央政治を理解する際、非常に重要な意味を持つものと思われる。

¹⁴ 深井雅海『江戸城：本丸御殿と幕末政治』中公新書、2008年。

¹⁵ 『国事史料』2、932-935頁。

¹⁶ 『国事史料』2、932頁。

¹⁷ 『国事史料』2、932頁。

¹⁸ 『国事史料』2、932頁。

¹⁹ 航海遠略策と幕府改革の関係について、三谷博は、「航海遠略論は、攘夷論と消極的開国論とともに批判し、積極的開国・海外雄飛論を唱える点で、幕府有司の企図する富国強兵策、特に大海軍の建設に適合的な主張であった」と指摘している(三谷博『明治維新とナショナリズム』山川出版会、1997年、202頁)。

²⁰ 『国事史料』2、933頁。

²¹ 『国事史料』2、932、933頁。

²² 『国事史料』2、936頁。

²³ 『国事史料』2、928頁。

²⁴ 『国事史料』3、19頁。

²⁵ 『国事史料』3、23-24頁。

²⁶ 『国事史料』3、20頁。

²⁷ 『国事史料』3、24頁。

²⁸ 三月二七日付国許宛在府奉行三池尉右衛門報告書(『国事史料』2、917-919頁)。

²⁹ 『国事史料』3、84頁。

³⁰ 『国事史料』3、84-85頁。

³¹ 『国事史料』2、913-914頁。

³² 五月二七日付清田新兵衛聞取書。なお、そこには「本文五月二十七日ニ而候へ共、付札之内ニハ六月朔日御参内被仰出候ヶ条も有之候間、追々ニ書綴、六月初被差出たるものにて御座候事」と付札が付してある(『国事史料』3、89-93頁)。

³³ 『国事史料』3、89-90頁。

³⁴ 『国事史料』3、90頁。

³⁵ 幕末政治における「国是」問題については、原口清「近代天皇制成立の政治的背景—幕末中央政局の基本的動向に関する一考察—」(遠山茂樹編『近代天皇制の成立』岩波書店、1987年)。

³⁶ 『国事史料』3、90頁。

³⁷ 五月二五日付「長州留守居小幡彦七より清田新兵衛へ之来翰」(『国事史料』3、93頁)。

³⁸ 四月二四日の肥後江戸留守居への長州江戸留守居の発言(『国事史料』3、24頁)。

³⁹ 『国事史料』3、88頁。

⁴⁰ 『国事史料』3、88頁。

⁴¹ 『国事史料』3、205頁。

⁴² 『国事史料』3、206-207頁。

⁴³ 末松前掲『防長回天史 上巻』、321頁。

⁴⁴ 『国事史料』3、187-188頁。

⁴⁵ 閏八月五日付書簡(『国事史料』3、227頁)。

⁴⁶ 『国事史料』3、273頁。

⁴⁷ 良之助出府問題が『国事史料』上で最初に登場するのは次の史料からである。すなわち、「佐々淳次郎日乗」の「[四月]十五日、良之助様、此節御使者被仰付、同十六日御受相済申候事」(『国事史料』2、958頁)。佐々淳次郎は肥後勤王党の一員。

⁴⁸ ここでの記述は、特に断らない限り、長岡護孝編輯『長岡雲海公伝』長岡護孝個人出版、1914年による。

⁴⁹ 霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』霞会館、1996年。

⁵⁰ 喜連川については、山下昌也『日本一小さな大大名—たった五千石で、徳川將軍家と肩を並べた喜連川藩の江戸時代』グラフ社、2008年。

⁵¹ 「公竊に以へらく、『喜連川氏は足利氏の後たり、足利氏は曾て皇室に不忠たりしもの、我その後を承るを悦ばず、且今や國家の形勢、将に大に変ぜむとす、いかでかゝる山村の小天地に、一生を送るに忍びむ』と、古今に俯仰し、慨然天下を以て己が任とし、一夕翻然志を決し、暗夜に乗じて本邸を脱す」(『長岡雲海公伝』20-21頁)。

⁵² 『国事史料』2、958頁。原史料は「安津免久佐」。書き手や日付は付されていない。ここでいう「安津免久佐」とは、集草(アツメグサ)の当て字として、『日本国語大辞典(小学館)』の「集草」項目には、「集めたもの。収集品」とされており、叢書の性格を持つ書籍であることがわかる。

⁵³ 『国事史料』3、8-9頁。

⁵⁴ 『国事史料』3、8-9頁。括弧の記述は『国事史料』の編者が書き添えたものである。

⁵⁵ 森田誠一「幕末・維新期における肥後熊本藩—特に明治維新への参加をめぐって—」(大久保利謙監修『九州文化論集3 明治維新と九州』平凡社、1973年)。

⁵⁶ 肥後の飛脚制度については、『新熊本市史通史編近世1』776-780頁。

⁵⁷ なお、良之助出府計画を報じた国許の江戸藩邸宛書簡は、管見の限りでは確認できない。

⁵⁸ 『国事史料』3、37-38頁。

⁵⁹ 『国事史料』3、38-39頁。

⁶⁰ 『国事史料』3、85頁。

막말기 히고번의 중앙정치 진출 모색 — ‘독자’ 노선과 ‘협력’ 노선의 상극—

오영태

막말유신기의 정치과정은 여러 다이묘들에 의한 독립적 정치행동이 사쓰마와 조슈를 중심으로 하는 정치운동으로 수렴해가는 양상을 보였다. 분큐기에 교토에서 전개된 유력 다이묘 간의 정치적 상호작용에 대해 분석하는 것은, 막부와 조정을 두 개의 중심으로 하고 200개 이상의 번으로 구성된 에도시대의 봉건적 연방국가가 조정을 단일중심으로 하는 근대적 국민국가로 변모해 가는 과정을 이해하는 데 중요한 단서를 제공해 줄 수 있을 것으로 생각된다.

이와 같은 문제의식을 확인한 후, 본고에서는 분큐2년 3월부터 같은 해 7월까지 히고번 수뇌부가 중앙정계 진출을 놓고 정치운동의 구체적인 방향을 모색해 가는 과정을 분석했다. 당시 에도번저와 구마모토의 번정부에서는 각각의 노선을 추진했다. 조슈의 정치운동에 동참하는 것으로 중앙정계 참가를 피하는 움직임과 독자적인 정치운동을 주장하는 움직임이 서로 대립한 것이다. 전자의 경우는, 명확한 정책을 가지고 공무합체를 실현하기 위해 노력해 온 조슈의 ‘항해원략책’에 찬동해 공동으로 정치운동을 벌이려는 ‘협력’ 노선이었다. 한편 후자의 정치운동 구상은, 번주의 막냇동생을 에도에 파견해 막부와 조정에 충성심을 표하는 것을 목적으로 하는 ‘독자’ 노선이었다. 이 두 노선은 서로 경쟁하면서 상대방의 노선에 반대하는 양상을 보였다.

이와 같은 ‘상극’ 상태는 결국 외부 요인에 의해 해소됐다. 조슈가 정치운동의 방향을 수정하게 되면서 에도번저는 ‘협력’ 노선을 포기했다. 한편 번정부의 ‘독자’ 노선도 좌절하게 되는데, 조정으로부터 번주의 상경을 요구하는 내칙을 받게 되면서 정치 현안이

번주상경 문제로 옮겨 갔기 때문이다.

히고번의 사례는 교토에서 전개된 다이묘 간의 상호작용이 갖는 의미를 중시하는 본고의 문제의식과 관련해, 개별 번의 중앙정계 진출에 대한 구상의 비교 및 번내 통합 구축에 있어서의 분열 요인 등을 고찰하는 데 시사점을 제공할 것으로 생각된다.

조정의 번주상경 명령은 중앙정계 진출의 호기로서 작용할 여지가 충분히 있었다. 그러나, 존왕양이론이 지배하는 교토의 정치 상황은 히고번의 정치 방침과는 전혀 다른 방향으로 흘러가고 있었다. 그로 인해, 히고번은 당분간 번주의 상경을 회피하는 전략을 취했다. 하지만, 조정의 번주상경 요구가 거듭되자 거부할 수 없는 상황에 처하게 된다. 결국 번주 상경을 통해 중앙정치에 참여하는 것으로 방침이 변경되었다. 번주는 분큐3년 1월부터 약 3개월 간 교토에 머물며 중앙정계에서 활동했다. 정치도시로 변모한 교토에서 히고번이 조정 및 막부, 다른 다이묘들과 어떻게 상호작용을 했는지, 아울러 여러 정치세력 간의 상호 작용 전체에서 히고번은 어떤 위치를 점했는지를 해명하는 것이 향후의 과제라고 할 수 있다.